岡山県地域日本語教育に係る総合調整会議設置要綱

(目的)

第1条 岡山県における地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進するため、岡山県地域日本語教育に係る総合調整会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 会議は、次の事項を所掌する。
 - (1)地域や外国人の実態・特性を踏まえた日本語教育推進施策の策定及び実施に関する事項
 - (2) その他岡山県における地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進するために必要な事項

(組織)

- 第3条 会議は、委員15名以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験者、地域日本語教室関係者、外国人住民その他地域日本語教育の総合的な体制づくりを行うために必要な知見を持つ者のうちから、知事が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとし、補欠委員の任期は前任者の残 任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等)

- 第4条 会議に委員長を置き、委員のうちから互選する。
- 2 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 総合調整会議の庶務は、岡山県が事業を委託する(一財)岡山県国際交流協会に おいて行う。

(謝金及び旅費)

第7条 委員に支給する謝金の額は、別に定める。

2 委員の旅費は、実費を支給する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年5月22日から施行する。
 - (要綱の廃止)
- 2 この要綱は、令和9年3月31日をもって、その効力を失う。